

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約による理由	その他必要な事項(備考)
手術用内視鏡システム一式 (VPP 契約)	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	ティーメディクス株式会社 東京都新宿区西新宿1-22-2	189,999,960円	当該契約に関しては、当該契約業者が VPP 症例単価プログラムを提供する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
X線コンピュータ断層システムTSX-101A 保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 京都市下京区富永町338	1,800,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
X線コンピュータ断層システムTSX-303A 保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 京都市下京区富永町338	1,800,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
ガンマカメラシステム SymbiaS 保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	シーメンスヘルスケア株式会社 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577-2 太陽生命御池ビル5階	1,200,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
磁気共鳴断層撮影装置MAGNETOM Avanto保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	シーメンスヘルスケア株式会社 京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町577-2 太陽生命御池ビル5階	3,792,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約による理由	その他必要な事項(備考)
血管造影X線診断装置 Allura XperFD10保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル	2,125,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
血管造影X線診断装置 Allura XperFD20保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル	9,010,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
血管造影X線診断装置 Allura XperFD20/20保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	株式会社フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2-13-37 フィリップスビル	2,450,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
全身用X線コンピュータ断層撮影装置保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	GEヘルスケア・ジャパン 京都市伏見区竹田段川原町205	1,896,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
島津X線透視撮影システム SonialvisionsafireS 保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	島津メディカルシステムズ株式会社 京都市中京区西ノ京徳大寺町1	4,800,000円	契約業者が当機器メーカーであり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

## 別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約による理由	その他必要な事項(備考)
物流管理システム保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	パストラルコンピューターシステム株式会社 島根県浜田市浅井町102-13	3,800,000円	当該物流管理システムを開発した業者であり、障害発生時の対応、障害内容の調査及び分析などについて、迅速かつ的確に対応できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
循環器動画システム保守	事務部調度課 京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355番地の5	平成30年4月1日	有限会社めむシステム 埼玉県蓮田市黒浜3110-1	1,900,000円	システム開発業者であり、他の業者では対応できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	